

明治20年新聞紙条例における 正誤・弁駁の機能

有 山 輝 雄

(1)

戦前期の言論報道活動を規制していた新聞紙条例・新聞紙法には、記事の錯誤にたいして関係者の正誤・弁駁を認める規定が一貫して設けられていた。この規定の立法趣意は、読者の権利確保にあるより、政府権力による新聞の自由にたいする規制にあったとする説が有力である¹⁾。しかし、こうした立法趣意とは別に、それが当時の社会において果たした機能については、未だ研究の蓄積は不充分である²⁾。本稿は、正誤・弁駁規定の読者側の利用と新聞社側の運用の実態を調査し、考察を加えようとするものである。

正誤・弁駁規定の利用と運用の実態というテーマを取りあげる基本的狙いは、二つある。第一の狙いは、錯誤にたいする正誤・弁駁というそれ自体興味深い規定が、実際にどのように機能したかを明らかにしようすることにある。数年前、反論権を巡る論議が高まった際、新聞紙条例、新聞紙法の正誤・弁駁規定も若干の注目を集めることになった³⁾。しかし、歴史的諸条件を無視して旧言論法規の正誤・弁駁規定と現代的反論権を短絡させるのは適当ではない。本稿も正誤・弁駁規定を性急に現代的反論権に結びつけるものではなく、それが当時の社会において果たした機能を究明することによって記事の錯誤にたいする正誤・弁駁という問題を考えようとするものである。

正誤・弁駁の利用と運用の実態を調査する第二の狙いは、これを通して当時の新聞と読者との関係の一側面を明らかにすることにある。一般的に歴史研究において新聞の言論報道活動にたいする読者の反応を知ることは困難であるが、読者による正誤・弁駁の申請は、特殊ではあるが、顕在化された読者の反応として貴重なデータである。その特殊性さえ考慮しておきさえすれば、正誤・弁駁の利用

と運用の実態を通して、新聞と読者の関係に照明をあてることが期待できる。

正誤・弁駁の実態を調査するにあたって、本稿では新聞紙面を基本的資料とし、それを出来るだけ網羅的に調査するという方法をとることとした。新聞紙面は、次のような資料源となりうる。(1) 紙面に掲載された正誤・弁駁の件数、種類、申し込み者の属性。新聞社は、正誤・弁駁の申し込みがあった場合、それを紙面に掲載しなければならないことになっていた。従って、申し込みのあった正誤・弁駁の事例は原則として全て紙面から収集しうる。また正誤・弁駁は「同一欄内ノ首部」に掲載されることになっており、新聞社の自主的訂正との判別は容易なはずである。(2) 正誤・弁駁に関する裁判事例。新聞紙条例第15条によれば、「新聞紙ニ記載シタル事項ニ付キ裁判ヲ受ケタルトキハ其新聞紙ノ次回発行ニ於テ宣告ノ全文ヲ掲載スヘシ」とされていたから、新聞社が正誤・弁駁の掲載に関し裁判に巻きこまれ、判決を受けた場合、判決は全て紙面に掲載されたはずである。(3) 新聞紙が正誤・弁駁規定に関し論評を加えた社説・論説あるいは報道記事。以上の点から新聞紙面を精査することによって正誤・弁駁に関する重要な資料を得ることが期待できる。

ただし紙面を調査するにあたって対象時期、対象新聞紙数等を限定せざるをえなかった。まず対象時期は、明治20年の新聞紙条例が効力をもった時期に限定した。周知の通り敗戦前の言論諸法規は、度々変更が加えられたが、新聞紙条例は明治20年12月に改定され、更に明治30年3月に再度改定された。この明治20年新聞紙条例は、「その半恒久的効果を戦前日本の歴史のうえに与えたものとして性格づけることができる」と評価されているが、正誤・弁駁規定においてもそれ以前の明治16年新聞紙条例に比し、新たに弁駁の規定が定められたうえ、全体の規定が詳細化している⁵⁾。戦前期の正誤・弁駁規定は、明治20年新聞紙条例によって体系化されたとみることが出来る。従って、明治20年新聞紙条例下の時期を取りあげることは有効であろう。ただし、毎年の紙面を全て通覧するのは困難であったので、明治22年を起点とし隔年(偶数年)の紙面を調査することとした。

対象とする新聞は、大阪で発行されている新聞に限ることとした。これは、資料の入手難による限定である。更に、明治20年代大阪で発行されていた新聞といっても、新聞紙保存の制約から、明治22年については「東雲新聞」「大阪朝日新

聞」「大阪毎日新聞」の3紙、明治24年以降は「大阪朝日」「大阪毎日」の2紙しか取りあげることができず、これ以外の新聞は完全な保存がないため割愛せざるをえなかった。しかし、明治20年代の大阪においては、これら2紙あるいは3紙が有力新聞であったことからすれば、限られた紙数ではあるが、それなりの意義はあろう。

このような方法的限定から、本稿で取り扱うのは、明治20年代の大阪の新聞における正誤・弁駁の機能ということになる。ただし、必要に応じて大阪以外の新聞、偶数年以外の年についても調査し、資料の補充をおこなった。

(2)

紙面に掲載された正誤・弁駁を調査した結果は、表1、表2にまとめたが、そこからは次のようなことがいえる。

(1) 明治20年代の初期には各紙とも多数の申し込みがあった。しかし、次第に漸減していく傾向にあった。

(2) 種類別では、各紙とも弁駁は極少数にすぎず、大多数が正誤である。また条例には規定のない取消という言葉も使用されている。

(3) 明治20年代初期の活発に利用されていた時期においては、新聞間に著しい件数の較差がある。掲載件数の最も多いのは「東雲」次いで「大阪朝日」であり、「大阪毎日」の掲載件数は前2紙と比較すれば著しく少数である。ただし、総数の減少した明治20年代末には、この差もほとんどなくなる。

(4) 申し込み者の構成においては、各新聞間に顕著な違いはない。主要な申し込み者は、官公庁、会社団体、個人である。ただし条例では住所氏名のみ明記すればよいため、個人という項目が多くなったが、個人の資格で申し込んだ者の内実は改めて検討する必要があるであろう。ともかくも、官公庁ばかりでなく、それ以外の読者も広く利用していたのは確かである。

以下、調査結果につき若干の考察を加えてみたい。

まず最初に注目したいのは、活発に正誤が行なわれた明治20年代前半、特に明治22年に顕著である新聞間の量的差である。明治22年には、「東雲」が最多、「大阪朝日」も多いが、「大阪毎日」は前2紙に比較して著しく少ない。この量的差の説明として最初に検討すべきは、記事の正確性であろう。「大阪毎日」は他2紙に

表 1 三新聞の正誤弁駁取消件数

	東 雲				大阪朝日				大阪毎日			
	正誤	弁駁	取消	合計	正誤	弁駁	取消	合計	正誤	弁駁	取消	合計
明治22年	230	6	60	296	203	3	56	262	74	0	19	93
明治24年	—	—	—	—	130	1	48	179	39	0	20	59
明治26年	—	—	—	—	84	0	56	140	31	0	11	42
明治28年	—	—	—	—	63	0	23	86	42	0	29	71
明治30年	—	—	—	—	34	0	3	37	22	0	21	43

(1) 明治22年の各新聞発行回数「東 雲」 267回 各新聞一回当たり件数「東 雲」 1.1件
「大阪朝日」 303回 「大阪朝日」 0.87件
「大阪毎日」 341回 「大阪毎日」 0.27件

表 2 明治22年，正誤弁駁取消要求者構成比

	東 雲	大 阪 朝 日	大 阪 毎 日
官 公 庁	20.3%	31.3%	24.7%
公 職 者	2.7%	2.7%	4.3%
政 治 団 体	6.8%	4.2%	4.3%
会 社	25%	19.1%	26.9%
個 人	34.8%	30.5%	27.9%
府 令 等	6.1%	2.7%	4.3%
そ の 他 不 明	4.4%	9.5%	8.6%

表 3 「大阪朝日」「大阪毎日」要求者構成別件数

年号 分数	大 阪 朝 日					大 阪 毎 日				
	M22	M24	M26	M28	M30	M22	M24	M26	M28	M30
官 公 庁	82	42	40	23	16	23	11	6	12	7
公 職 者	7	3	3	4	0	3	2	1	0	0
政 治 団 体	11	10	6	1	0	4	0	0	0	0
会 社	50	48	32	24	12	25	14	12	25	7
個 人	80	76	56	26	9	26	23	11	30	24
府 令 等	7	0	0	1	0	4	0	0	0	1
不 明	25	0	0	0	0	8	9	12	4	4

比較し、記事の正確度が高く、読者からの正誤申し込みが少なかったという仮説である。これは読者からの申し込みの大多数が正誤であり、弁駁は極少数であったという調査結果とも適合しているように見える。この仮説にたてば、明治20年代後半の漸減化傾向は、二紙ともに記事の正確度が向上したということになる。

しかし、記事の客観的正確度と読者の正誤申し込みは、相関的関係にあるのだろうか。読者が新聞社に正誤または弁駁を行なうのは、新聞記事中に錯誤を発見した場合なのだが、そこでの錯誤とは読者の主観的認識における錯誤なのである。新聞報道が事実を正確に報道していようが、いまいが、新聞報道と読者の事実認識とが食い違えば、読者は“錯誤”と認め正誤・弁駁を行なうことになる。正誤・弁駁における新聞と読者の関係は、記事の客観的正確性とは次元を異にしているのである。従って記事の客観的正確性をもって3紙間の量的差を説明するという仮説は成立しえない。

正誤・弁駁の要求は、読者側の主観的事実認識が見出した新聞記事の“錯誤”から生まれるということが、この問題を考える第一歩である。無論、人名、日時、場所等といった“客観的事実”に関する錯誤はありうるし、今回の調査でもこのような事例は数多くみられた。しかしそれだけではなく、事実に対する認識の相違にもとづく正誤要求、出来事に対して新聞社が与えた意味付与、価値評価にかかわる正誤要求の事例も多数存在するのである。例えば、後述する事例の如く記事中の「暴民」という言葉に対する正誤要求もなされている。

正誤事例個々につき原文と正誤文とを対照してみるならば、数量的データとして示すことはできないが、大多数の事例が大かれ少なかれ主観的事実認識にかかわるものであるといえる。しかも、一見すると人名や日時に対する正誤要求に見えるものでも、記事の取り上げ方、意味付与に対する反発が基底にあり、記事全体を批判する一手段として瑣細な錯誤を指摘しているとみられる事例もあるのである。

弁駁が「掲載事項の利害関係者がその事項に示された議論又は批評を不当なりと為す意見を表示すること」と定義づけられるなら、主観的事実認識に発するものは、弁駁要求という形式をとってもよさそうに見える。しかし、読者側からすれば、自らの主観的事実認識にもとづくものであっても、あくまでも新聞報道が

「錯誤」なのであり、誤りを正すという要求になってくるのである。

更に翻ってみるならば、読者側の事実認識が主観的であるだけではなく、新聞側の事実認識も主観的なのである。長谷川如是閑によれば「新聞は単なる事実の正確な記録ではなく、その事実が如何に選択され、如何ように表現されるか、そのそれぞれの特異性が新聞意識であり、新聞的表現形態である。そうして、その意識と表現形態の特異性は、必ず特定の対立群のそれ⁷⁾でなければならない」。「対立群意識」を基底にもつ「新聞意識」によって社会現象を認識し批判するところに新聞の本性がある。とするならば、正誤・弁駁においては送り手側の「新聞意識」と受け手側の意識との相互関係が重要な問題となってくるのである。その相互関係は、たがいの「対立群意識」の関係といってもよいだろう。

こうして正誤・弁駁を考えるためには、明治20年代初期の大阪の社会における「対立群意識」のありようを具体的にさぐっていかねばならないことになる。まず、受け手側からいえば、正誤を求める読者は、新聞報道に何らかのかたちで挙名された者もしくはその関係者であるから読者全体からみれば限定された読者群である。さらに新聞社に正誤や弁駁を申し込むのは、相当の能力と情熱を必要とするから、一段と限定される。「対立群意識」といっても読者一般のそれではなく、ごく限定された読者群のそれである。3紙に対して正誤・弁駁を申込んだ者についての調査結果を表2に示した。これによれば、申込み者の構成は3紙ともほぼ同じである。申込みの多い一つの社会群は、官公庁である。官公庁は報道記事の対象となる蓋然性が高く、かつ記事の錯誤に対応する体制を備えていたであろうから官公庁からの申込みが頻出するのは当然といえるだろう。またもう一つ申込みが多いのは、「個人」と分類したものである。ところが、この「個人」という項目には、住所・氏名の記載しかなく、職業・肩書き等の不明の申し込み者を便宜的に分類せざるをえなかった。そこには様々な人が含まれていると推測できる。これら全員の現職等については調査するのは不可能に近い。ただ、この「個人」と分類したなかには、藤田伝三郎、大三輪長兵衛、玉手弘道等の当時の大阪実業界の有力者及びその関係者を度々見出すことができることに注目したい。彼らも報道記事に登場する蓋然性が高く、各紙の記事に注意を怠たらない者達であろう。

3紙にたいする正誤申し込み者の構成はほぼ同じであり、かつその中核的部分

として官公庁と大阪実業家群という二つの社会群の存在を仮定できよう。新聞読者を新聞の送り手からの物理的、意識的距離によって同心円的に布置できるとすれば、この2つの社会群は中心に近い同心円を形成しているだろう。その外側に無名の多くの読者群が存在している。正誤・弁駁は、新聞とこの内側の同心円読者との間で最も活発であったのである。

ともかく、彼らはともに記事中に言及される蓋然性が高く、かつ記事に対応する備えをもっていた読者群である。その意味では、正誤申し込み者中にこの二つの読者群が存在するのは当然ともいえる。しかし、記事中に言及される蓋然性ということだけなら、3紙の正誤件数に大きな違いがあることは説明できない。次に送り手側について考察する必要がある。

明治20年代初頭の大阪の状況と「東雲」「大阪朝日」「大阪毎日」3紙の位置関係が問題となる。まず、明治20年代初頭は、大阪の近代史のなかでも最も政治熱の高まった時期であった。第1回総選挙が目前に迫るとい一般的条件に加えて、保安条例により東京を追放された政治活動家が大阪に集合し、大阪は大同団結運動の一つの中心となっていた。また民党に対抗する井上馨の自治党組織計画の拠点も大阪であった。このような政治状況と密接に関連して新聞活動も活発化し、本稿で取りあげた3紙のほかにも「大阪公論」「関西日報」などが発刊された。これら諸新聞は、言論報道活動は言うに及ばず、営業活動でも互にしのぎを削っていたのである。

「東雲」は、明治21年1月15日、「自主自由の通議に因り尊王愛国の精神を發揚するを以て主義目的とする」という宣告をもって創刊された。社の中心は、中江兆民、栗原亮一、江口三省等の旧自由党系の活動家である。党派的には、大同団結運動政社系の団体である月曜会の機関紙的役割を果していた⁸⁾。この党派性は決して陰然たるものではなく、「東雲」は自らの政治的立場、党派性を内外に明確にうちだし、政府・反対党派に激烈な批判を浴びせていた。また営業的にも一定の成功をおさめ、先行紙「大阪朝日」に脅威をあたえていた。

村山龍平と上野理一の共同経営する「大阪朝日」は、元来、非党派的商業新聞であった。しかし、この時期は政治と接近していた。それは、当時の政治熱をあてこんだ営業上の理由もあったが、経営者自身が政治に接近したことにもよる。

表 4 三新聞一日平均発行部数

	東 雲		大 阪 朝 日		大 阪 毎 日	
	発行回数	一日発行部数	発行回数	一日発行部数	発行回数	一日発行部数
M21	289	22,886	303	36,029		5,307
M22	267	33,060	303	42,281	341	18,817
M23	302	12,536	302	50,232	364	11,193
M24	239	16,330	302	60,891	359	14,444
M25	—	—	304	62,607	365	17,324
M26	—	—	301	69,803	364	50,123
M27	—	—	301	95,364	352	54,796
M28	—	—	294	85,858	364	56,436
M29	—	—	301	94,199	365	57,841
M30	—	—	355	102,006	364	58,869

「大阪府統計書」より算出，作成

特に、東京での新聞発刊に専念していた村山龍平の留守中、大阪をあずかっていた上野理一が政治活動に関与していた。上野理一と「大阪朝日」主筆織田純一郎は、北浜倶楽部という団体に所属していたが、北浜倶楽部は大同団結派の大阪における拠点であった。上野は豊田丈三郎等と大同団結派結集の呼びかけ人になっている。さらに北浜倶楽部の有志が結成した独立党には上野理一と織田純一郎とが参画したとみられる⁹⁾。明治20年代初頭の「大阪朝日」は、大同団結派（独立党）と関係をもっていたのである。この党派関係は公然と標榜されたことはなかったが、当時の大阪政界・実業界においては周知のことであったとみられる。少なくとも、政府、月曜会、北浜倶楽部と対抗する実業家団体である同遊会からそうみられていたことは確実である。

一方、「大阪毎日」は、明治21年11月20日に創刊された。発起の中心は「当時大阪実業家の組織していた同遊会の有力者兼松房次郎（堂島米会所役員）、寺村富栄（代言人・商法会議所副会頭）、桑原深造（元大阪勸業課長・日本土木会社大阪支店長）」であり、賛同人として玉手弘通（堂島米会所頭取）、藤田伝三郎（藤田組）等が名をつらねていた。新聞発刊の動機は「選挙に際し商工業界の有力者が立候補した場合、動もすれば地位もなく名声もなく恒産もなき人々に遅れを取る有様であったから、この際実業界の有志等は将来商工業発達のために出来

るだけ一致の行動を執らんとする必要上新聞発行を企てた」とされる¹¹⁾。同遊会は大阪実業界有力者の結集する団体ではあったが、政治活動言論活動では大同団結派に圧倒される状況にあった。それへの挽回策、対抗策として新聞を発行したのである。また、同遊会は、大同団結派に対抗する井上馨の自治党結成計画とも密接な関係をもっていた¹²⁾。このように「大阪毎日」の背後にある同遊会は、大阪府政ばかりでなく中央政治でも北浜倶楽部、月曜会、大阪倶楽部と対立関係にあった。「大阪毎日」は主筆柴四郎が大同団結運動に参加するなど社内が一本化しないところもあったが、基本的には同遊会との関係で動いていた。

明治20年代初頭の大阪新聞界は、自他ともに認める大同団結派月曜会の新聞である「東雲」、非公然とではあるが独立党と関係をもつ「大阪朝日」、大同団結派と対抗する実業家団体同遊会をバックとする「大阪毎日」という位置関係にあった。この位置関係は、客観的にそうであると同時に、当時の新聞人・読者の主観的世界においても強く意識されていたのである¹³⁾。しかも、各新聞の営業的競争も対立意識を強化していた。

このような受け手と送り手の相互関係によって3紙の正誤件数の差を説明することができる。記事中に指示される蓋然性が高く、且つそれへの対応を組織的に行なえる官庁と有力実業家という2つの社会群が、正誤申し込み者の中核的部分を形成していた。これら2つの社会群とも政治的には大同団結派の「東雲」「大阪朝日」と対立的関係にあり、同遊会をバックとする「大阪毎日」とは比較的友好的関係にあった。2つの社会群は、対立紙の記事をひぼうする動機もあって瑣細な事実について正誤を要求したが、それ以上に「東雲」「大阪朝日」の2紙、特に「東雲」の記事に表現されている「対立群意識」に反発し、それを錯誤と認め多くの正誤を要求したのである。しかも先の「大阪毎日」発刊事情でもうかがえる自派が言論戦において劣勢であるという認識は、対立紙の記事に一層敏感に反応させることになった。そして、官庁と有力実業家という2つの社会群による正誤が紙面に多数掲載されたという事実は、他の読者の正誤要求をも誘発し、2紙にたいする正誤件数を全体として増加させることにもなっただろう。

送り手側からいえば、「対立群意識」を最も鮮明にもっていた「東雲」は、最も多数の正誤要求をうけ、曖昧なかたちにせよ「対立群意識」をもっていた「大

阪朝日」も多くの正誤要求をうけた。『新聞』の認識が対立的の関係の下に行われるため、その認識の態度は、相手から見れば必ず歪曲されていると見られるのは当然で、その上、その『新聞』の判断もまた対立的関係の下になされるものであるゆえに、相手方から見れば、まさに否定されねばならぬ¹⁴⁾それである」ということになる。

このような事態は、「東雲」が認識していた。「我東雲新聞ハ発刊の当日より今日に至る迄大抵毎日正誤無キハ無し、世人或ハ悪口して正誤新聞と曰ふと聞く尤も千万なり、我紙面にハ純然たる私行に係る譏貶ハ載セざるの憲法なり、然ども官吏又ハ紳商の属其職務上其業務上幾分社会に及ぶ可き過挙有るときハ記載せざるを得ず而して其勢ひ自然に其官吏其紳商一個人の心術に差響くハ已むを得ざることなり……故に我紙面に正誤の多きハ及ばずながら直筆を旨とするが為めなり¹⁵⁾」。「東雲」のみるところでも、「東雲」に正誤が多いのは「官吏」と「紳商」からの申し込みが多いためであり、それも「東雲」が「官吏又ハ紳商」に鋭い批判を浴びせる直筆を揮っているからであった。「東雲」の「新聞意識」が「官吏」「紳商」の反発を招いているのである。

逆に、同遊会と密接な関係をもっていた「大阪毎日」は2つの社会群から寛容に取り扱われていた。大同団結派は、「大阪毎日」に対し活発に正誤要求を行なっていない。自派に有力メディアを有する彼等は、対抗紙への正誤申し込みの必要性をあまり感じなかったのではなからうか。

(3)

次に紙面から収集しえた正誤・弁駁を巡る裁判事例と各新聞の論評から、正誤・弁駁にたいする各新聞の態度を検討してみよう。ただ、各新聞の正誤・弁駁にたいする態度は、裁判や論評という顕在的資料だけでなく、正誤・弁駁文の掲載の仕方からも伺うことができるので簡単に触れておく。3紙とも条例の規定通り記事首部に記事と同号活字をもって掲載している。しかし行間を狭くしたうえ改行を行わず、できるだけスペースを圧縮した掲載方法をとっている。これは、違法ではないとしても、条例の規定の最低限¹⁶⁾での順守である。そこからは、正誤・弁駁を積極的にいかしていく態度はうかがえず、むしろ掲載義務への消極的抵抗をみることもできよう。

圧縮掲載などの消極的態度は3紙共通であるが、裁判や論評などに表明された顕在的態度では、3紙は大きな違いがあった。「東雲」は、新聞紙条例の正誤・弁駁規定を批判した。「大阪朝日」は申し込まれた正誤文の掲載を忌避しようとする態度を数回にわたってとったが、その理由は一貫せず、また条例そのものを公然と批判したことはない。これにたいし「大阪毎日」は、条例に批判を表明したことはなく、裁判事件に巻きこまれた例もない。

「東雲」は、明治21年7月27日に読者からの投書に答える形で新聞紙条例の正誤弁駁規定を論評している。「現行新聞紙条例に抛れば事実の有無に拘はらず其の請求のあるに於ては是非とも取消さざる可らざる事」になっている。その結果、記事が「事実」であろうとも、記事に不平をもった者は正誤を要求することとなり、「東雲」に多数の正誤が持ち込まれこととなっていると現行新聞紙条例に疑問を呈した。そして「我々ハ我が紙上に正誤文の多きを見て之を恥ぢざるなり何となれば正誤の多きハ直筆憚からざるの証抛なればなり」と居直っている。

この段階では、新聞紙条例の規定に矛盾を感じながらも、一応順守していた「東雲」は、明治21年10月2日社説で再度この問題を論じ、公然と条例に挑戦することを宣言した。「東雲」は、条例の「新聞紙ニ記載シタル事項ハ付キ錯誤有リ」という文言に注目し、「若し其背面即ち文字に見られざる意味を推すときハ以為へらく、苟も錯誤に非ざるか若くハ錯誤に非ずと思考するときハ正誤を求むるも正誤を為さざるを得可し、何となれば誤り無き以上ハ正さんと欲するも正し様の無き理なればなり」と独自の法解釈を打ち出した。その上で、「苟も事社会に關し風教に關し探訪の査覆確然として信ず可きに於てハ後來正誤の求めは氣の毒ながら謝斥す可し」と宣言した。これを「東雲」は「我日本新聞社会ニ取りテ破天荒ノ出来事シテ真ニ条例ノ精神ヲ遵奉シテ以テ世ノ耳目タルノ務ヲ履行シタリト迄自慢スルモ必ズ識者ノ嗤笑ヲ破ラザル可シト信ズルナリ¹⁷⁾」と自賛していたが、新聞紙条例に対し新聞社が独自の法解釈をもって挑戦した希有の例であろう。以後、「東雲」は宣言を実行に移し、4件6名の正誤書・弁駁書の掲載を拒否した。しかも、掲載拒否の事実及びその理由を紙面に公表した。その事例は次の通りである。

1. 明治22年4月16日、4月20日雑報記事に関する岡崎高厚、北村才吉兩名の

弁駁要求を4月21日に拒絶。問題の記事は中江兆民自身の行動にかかわるものであったが、その背景には中江、岡崎、北村、上野理一等の政治活動家グループの複雑な離合集散があったとみられる。「東雲」は、岡崎、北村の弁駁要求に対し「本紙に掲げた事件の記事を無根なり相違なりなど云ふ可き理由なかる可し」との理由で掲載を拒絶し、それを紙面で公表した。

2. 明治22年4月18日雑報記事に関する大阪北区役所よりの正誤要求を4月21日に拒絶。「東雲」は記事の一部を取消した上、「取消したる部分の外ハ掲載するの限りに非ざるなり」として長文の正誤文の掲載は拒否した。

3. 明治22年5月3日記事に対する大阪府会議長東尾平太郎の取消要求を5月10日拒絶。これも「事実決して無根に非ず確実なりし事なれば記事取消しの依頼ニハ応ぜざるなり」という理由である。

4. 明治22年6月4日記事に対する大阪府会議員貫名駿一の弁駁要求を拒絶。¹⁸⁾ 貫名駿一は告訴。裁判の判決は次の通りである。

明治22年11月25日、大阪軽罪裁判所（民事）において判決。「東雲」編集人は無罪。貫名駿一も記事の趣旨が事実であることを認めており、「記載の事項に錯誤ありしにあらざれば、之に¹⁹⁾ 応ぜざりしも新聞紙条例に違犯したるものにあらずとす」

明治22年12月27日、大阪控訴院において判決。「東雲」編集人は無罪。「其事項に錯誤あらざる上ハ被告に於て之れが²⁰⁾ 需めに²⁰⁾ 応ぜざりしも新聞紙条例に違犯せしものにあらざるなり」。

司法の判断においても東雲の主張が支持されたかたちになったのである。²¹⁾ 「東雲」は、「官吏・紳商」に対する「直筆憚ばからざる」批判者を自任し、そのために多くの正誤・弁駁を要求されていることをも認めていた。持ち込まれる正誤・弁駁によって自らの「新聞意識」をあらためて自覚化されてもいただろう。しかし、「東雲」にとっては、「対立群意識」をもって相手を公然と批判する活動こそ自らの使命とするところであった。それ故、「東雲」が「事実」とみなす記事に対する正誤要求は、言論報道活動を脅やかしかねない圧迫と重大視されたのである。また、自らの保有する「対立群意識」は決して隠蔽すべきものではなかったから、その「対立群意識」が正誤・弁駁を招いていること、正誤・弁駁が

「対立群意識」の發揮を妨害していることを紙面で公然と論ずることに俊巡はなかった。読者との紛争覚悟で正誤・弁駁掲載を拒否し、かつそれを紙面に公表していったのも、自らの「対立群意識」を自認し、それを積極的に表現していくことこそ新聞活動だと考えていたからであろう。

これにたいし、「大阪朝日」は、新聞紙条例の正誤弁駁規定を公然と批判したことはない。しかし、正誤弁駁を忌避しようとする態度を折にふれてみせた。だが、その忌避理由は必ずしも一貫しておらず、正誤の掲載を拒否した場合でもそれを紙面に積極的に公表しなかった。

「大阪朝日」が正誤弁駁について意見を表明した一例は、明治21年9月の「和歌山暴動事件」記事に関してである。「大阪朝日」の「暴動事件」記事に対して「暴動」参加者から大量の正誤文が殺到し、11月13日、14日第一面の大半が正誤文で埋めつくされた。このような事態に関し「大阪朝日」は、正誤掲載のために「有用」な記事が狭ばめられたと一般読者にわびる旨の記事を載せている。これは、²²⁾要求のあった正誤は全て掲載しなければならない条例規定に対して間接的に疑問を提示しようとしたとみられるが、条例規定を直接に論評するには至らなかった。また、この時、要求のあった大量の正誤文の論点の一つは「暴動の名を負はずは不当なり」というところにあった。これは、和歌山の出来事を「暴動」と表現した「大阪朝日」の「新聞意識」が事件参加者から問われたといえる。これに対する「大阪朝日」の弁明は、「当時の形跡が之を言はしめたる所のものなり」という点と「和歌山県庁が暴動に相違なし」と断定を下せしという2点にあった。第一の点は、自紙の報道を事実（形跡）の反映と主張するものであり、第2の点は官庁の評価に依拠しようとするものである。この2点の弁明は、ともに自らの報道活動の準拠する「新聞意識」の正当性を主張したものではない。むしろ、「新聞意識」の不在をよそおうことによって記事の正当化をはかろうとしているといえるだろう。

正誤・弁駁をめぐる紛争の第2の事例は、「大阪朝日」と同遊会との対立の過程で起きた正誤文掲載拒否である。明治21年1月、「大阪朝日」とその兄弟紙「大阪公論」は、「東雲」や「大阪毎日」＝同遊会を暗にあるいは公然と挑発する記事を掲げ、両紙から激しい反発を招いた。この紛争は、それ自体興味深いものであ

るが、ここでは省略する。ただ、正誤弁駁との関係についてのみ触れれば、「大阪朝日」は同遊会からの正誤文掲載を拒絶した。同遊会は、「大阪朝日」の同会批判記事によって「受たる傷害を徳義上より回復する」ため同会代表と上野理一との「問答筆記」掲載を要求したが、「大阪朝日」が「熟閲」のため諾否回答期限延長を申し込んでいるうちに同遊会は、この「問答筆記」を「大阪毎日」に掲載した²³⁾。これに対し、「大阪朝日」も交渉経過を紙面で公表し、同遊会から要求のあった正誤書を拒絶したことを明らかにしている。拒絶の理由の第1は「同遊会幹事とのみの名義」で氏名の記載がないこと、第2には「御申込の書面の如きは正誤弁駁の性質以外に出で罵害讒謗を極めたる論文にして法律上に抛り掲載すべき限に無之」と主張されている。第1の理由は、正誤書の形式的不備を衝いたものだが、「大阪朝日」はのちにこの主張をとりさげ、氏名のない正誤書を掲載しており、主張として一貫性がない²⁵⁾。第2の理由は、正誤書の内容にかかわり、重要な問題提起のようにみえる。しかし、拒絶理由の後段に「本社新聞紙上に記載せる事項に対する単純の正誤弁駁書なれば法律に抛り掲載可致」とあることから推測すれば、同遊会の正誤要求が「大阪朝日」の該当記事を明記していなかったことを指している²⁶⁾とみられる。とすれば、第2の理由も正誤書の形式的不備を衝いていることになる。

この同遊会との紛争において、「大阪朝日」は、自らの「対立群意識」による報道が同遊会の反発を引き起しているという認識はもっていたであろう。しかし、同遊会への対応としては、「対立群意識」を前面に掲げ、報道の正当性を争うことは回避し、正誤書の形式性のみを問題視しようとしたのである。

「大阪朝日」が正誤書の形式性を理由に読者に対応した別の事例として太田新次郎との紛争をあげることができる。この紛争の背景には、同遊会との紛争の如き政治的対立は存在せず、また「大阪朝日」も当初は正誤を拒絶する意思をもっていなかった。ただ、太田新次郎の側が訴訟という手段をとったため、公然たる紛争となったのである。

「大阪朝日」明治29年1月16日掲載の「史跡破壊（実例の1）」という記事に対し、同年3月12日に太田新次郎から正誤申し込みがあった。「大阪朝日」は、「其中本人太田新次郎に関係なき事項あるのみならず朝日新聞記者を慢罵したる点

勘からず果して条例に依る正誤の申込なるや將た一篇の寄書なるや識別し難く、社員をして太田と交渉にあたらせ、3月20日頃には仲裁人があらわれ、交渉中のところ、3月21日突然太田側が告訴し、司法の場で争われることになったという。²⁷⁾ 法廷での争点は「(1)正誤書弁駁書中無関係の記事ある者は新聞社に於て拒絶するの権あるや否や、(2)正誤書弁駁書の体を具ふと雖も新聞記載の事項に錯誤なきものは掲載に及ばざるや否や²⁸⁾」の2点であった。第2の点は、かつて「東雲」が主張し実行したことであるが、「大阪朝日」においては裁判の過程で自己の立場を強化するため持ちだした論理であり、「大阪朝日」は日常的にこの論理に則して正誤弁駁に対処していたわけではなかった。裁判所の最終判決でもこの点についての判断は示されなかった。第1点は、該当記事と無関係な事項をふくむ太田の文書が条例の規定する正誤書弁駁書に該当するかという形式性であり、「大阪朝日」の元来の主張はこの点にあった。裁判においても、これが主たる争点となり、最終的には正誤書弁駁書とは認められず、「大阪朝日」は無罪となった。²⁹⁾

また、この事件の過程での「大阪朝日」の態度として注目されるのは、申し込まれた正誤に対し個別交渉的に解決をはかっていたことである。「大阪朝日」が申し込みのあった正誤弁駁すべてを個別交渉によって解決しようとしたとは考えられないが、少なくとも問題があると感じられた場合には交渉を行ない、出来れば正誤書弁駁書掲載以外の方法によって解決しようとしていたのではないかとみられる。

このようなことを窺わせる一事例として、堀池孝太郎との紛争をあげることができる。これは、明治28年11月13日の滋賀県新聞同業懇親会決議に関する記事に対し、記事中にまったく言及のない日出新聞通信者堀池孝太郎が記事には錯誤のないことを認めながら、自分が同記事に無関係である旨を正誤するよう求めた事件である。「大阪朝日」は交渉によって堀池が無関係である旨の記事を続報として掲げ処理しようとしたのだが、堀池は満足せず告訴した。³⁰⁾ 裁判では、(1)記事に関係のない者が正誤を要求できるか、(2)記事に錯誤がない場合、新聞社は正誤を拒絶できるかの2点が争われたが、結局記事事項に無関係な者の「正誤申込は被告をして正誤を為さしむるの力なきもの」と判断され、「大阪朝日」は無罪となった。この事件の最終判決でも、(2)の点の判断は示されなかった。³¹⁾

この事件においても、「大阪朝日」は堀池との交渉によって解決をはかっていたのであり、堀池が告訴したためにやむなく裁判で争ったのである。

以上の事例から分る通り、「大阪朝日」も読者からの正誤弁駁要求に悩まされていたことは確かである。しかし、新聞紙条例の規定に対して、あるいは個々の正誤弁駁要求に対し自紙の記事の正当性を掲げ、正面から対抗する態度は示さなかった。条例規定を消極的にせよ順守していたといえる。正誤弁駁をめぐる紛争が生じた場合も、正誤書弁駁書の形式性という枠内で対応しようとした。正誤要求に不当を感じた時でさえも当事者との交渉による解決を試み、紛争の穏便な処理を望んでいたようにみえる。錯誤のない場合の拒絶権という主張も「大阪朝日」にあっては、告訴された裁判での補強論に止まり、その主張を自ら実行することはなかったのである。

「東雲」とは対照的な、こうした「大阪朝日」の態度は、その「新聞意識」のありようにもとづくものであった。「大阪朝日」は、正誤・弁駁が持ち込まれる要因の一つが、自紙の報道の底部にある「新聞意識」に対する特定読者群の反発にあることは認識していたであろう。しかし、「東雲」の如く、「対立群意識」を自認し、それをもって報道の正当性を主張することは、「大阪朝日」には難しかった。「大阪朝日」は、「公平無私ヲ以テ旨³²⁾」とすることを自称する新聞であったのである。報道の正当性を主張するためには、「東雲」とは別の論理が必要であった。例えば、「和歌山暴動事件」に関し「和歌山県庁が暴動に相違なしとの断定を下せし」と、外在的な公権力の威光によって「暴動」記事を正当化しようとしたのもその1つであろう。内在的に記事の正当化をはかろうとするならば、政治問題は言うにおよばず、社会問題においても、先の「史跡破壊」か「史跡保存」という太田との紛争の例の如く、「大阪朝日」の「新聞意識」が問われることになる。むしろ、「公平無私」という立場からすれば、自紙の「新聞意識」の問題を棚上げにして正誤弁駁に対応するほうが望ましかったのである。「新聞意識」を棚上げにした対応策として正誤書の形式性を問題視し、あるいは個別交渉による裏面処理をはかろうとしたのである。

以上述べてきた「東雲」；「大阪朝日」2紙に対し、「大阪毎日」は、正誤・弁駁について紙面で論評したこともなく、また読者との間の紛争が公然化した事例

33) もない。「大阪毎日」は、他紙に比べ件数は少くなかったにせよ要求される正誤・弁駁をそのまま掲載し、条例を受忍していたのであろう。

(4)

最後に、「大阪朝日」「大阪毎日」二紙の正誤弁駁件数が漸減していったことについて簡単に考察してみよう。但し、これについてはデータが乏しく多くを推測によらざるをえない。

2紙に対する正誤弁駁件数が減少していった大きな理由は、申し込み者の中心的部分を占めていた「官吏・紳商」の関心が低下したことであろう。明治20年代初頭、新聞とこれら読者群との間に存在していた緊張関係は、次第に緩和されていったとみられる。

明治20年代初頭、最初の総選挙を目前に党派の離合集散、有権者の獲得組織化が激しくおこなわれていた。この流動的政治状況のなかで3新聞は、それぞれの方向で積極的な政治役割を果そうとしていたのである。そこでは、新聞報道に鋭敏な関心が集中せざるをえない。しかし、次第次第に党派関係、有権者も整序されていった。新聞も、最も先鋭な「東雲」が廃刊し、残る「大阪朝日」「大阪毎日」も党派色も稀薄化していった。かつて新聞報道に「対立群意識」を読みとり、多数の正誤を要求していた「官吏・紳商」も、新聞報道に寛容になるか、正誤・弁駁に関心を失なっていく。これら中心的な要求者群からの正誤要求が減少すると、紙面に掲載の正誤弁駁件数が減少し、一般的に正誤弁駁への関心を低下させる効果をもたらしたのであろう。

また、各新聞が正誤文を行間をつめ、改行なしという圧縮したスペースで掲載したことは、読者の閲読意欲を阻害したのであろう。丁寧に閲読したとしても、正誤の対象記事と正誤趣旨の関係を正確に理解することは難しく、正誤弁駁に誤報の実効的被害回復を期待した読者は、多く失望したことであろう。それは、正誤弁駁への関心を更に低下させることになる。

ともかく、当初、狭い同心円内の読者群と新聞との緊張関係という状況のなかで活発に利用された正誤弁駁は、その緊張関係の緩和とともに次第に利用されなくなった。その同心円の外側にいる無名の読者からは、新聞の「新聞意識」は、次第に見えだめがたくなっていったらう。

新聞も読者とともに匿名化していく。新聞社にとって正誤・弁駁規定のなし崩しの空文化は、望ましい状況であった。しかもその過程で、正誤弁駁が必然的に抱え込む「対立群意識」の問題は没却されていき、たんなる誤報に対する訂正、救済という問題設定に変質していったのである。³⁴⁾

注

1) 奥平康弘は、正誤・弁駁の「規定が、官庁側の無誤性 (infallibility) の神話を満足させるだけの、干渉主義の現われであるようにおもわれる」と述べている。(奥平康弘「明治20年新聞紙条例・出版条例についての若干の考察(3)」『社会科学研究』22巻2号。また、フランスの1881年7月29日法律13条の反論権について樋口陽一は「あくまで、出版の自由に対する制約の問題としてあつかわれた。つまり、出版の自由は国家からの自由としてとらえられ、そのような自由に対する制約の問題として、反論権規定は位置づけられたのであって、「新聞または定期刊行物に指名または指示されたすべての者」の側からする発行責任者に対する言論の自由の貫徹という定式でもってとらえられたのではなかった」と説明している。樋口陽一「言論の自由と反論掲載請求権の関係」『判例タイムズ』353号

2) 奥平康弘は「この種の規定は、当時きわめて多くの場合、政府関係の報道につき、誤謬をおかしたとして、あるいは処罰し、あるいは正誤を強制する方向で機能していた」(奥平・前掲論文)と述べているが、その資料的典拠はあげられていない。

最近では、山本武利『近代日本の新聞読者層』(1981年、法政大学出版局)が、その一節を「読者の反論権の形骸化」に割き、戦前期の正誤・弁駁の実態を鳥瞰的に明らかにしている。

3) 自民党意見広告掲載を巡るサンケイ新聞社と日本共産党との現在も進行中の裁判では、共産党の本訴状(昭和49年7月31日)に応答権(反駁権)の立法例として旧新聞紙法があげられ、「マス・コミの情報手段の発達がこんにちほどでなく、また、個人の自由が尊重されない非民主的な旧憲法のもとですら、これだけの権利がうたわれていたのである。」と主張されている。日本共産党中央委員会出版局『言論の自由と「サンケイ」問題』(1977年) p. 77。

4) 奥平・前掲論文(1)

5) 明治20年新聞紙条例の正誤・弁駁規定を参考のため次に掲げる。

第13条 新聞紙ニ記載シタル事項ノ錯誤ニ付キ其事項ニ関スル人又ハ関係アル者ヨリ正誤又ハ正誤書弁駁書ノ掲載ヲ求メタルトキハ其求ヲ受ケタル後其次回又ハ第3回ノ発行ニ於テ正誤ヲナシ又ハ正誤書弁駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ若シ正誤書弁駁書ノ字数原文ノ二倍ヲ超過スルトキハ其超過ノ字数ニ付キ其新聞社ノ定メタル普通広告料ト同一ノ代価ヲ要求スルコトヲ得

②正誤弁駁ハ原文ト同号ノ活字ヲ用ヒ同一欄内ノ首部ニ掲載スヘシ

③正誤弁駁ノ文章若クハ趣旨法律ニ触ルルトキ又ハ之ヲ求ムル者氏名住所ヲ明記セサルトキハ掲載スルヲ要セス

(第14条省略)

これを明治16年の新聞紙条例と比較すれば、主な改正点は次の通りである。

1. 旧条例にはなかった「弁駁」の規定があらたに定められたこと
2. 正誤書弁駁書の字数が原文記事の2倍を超過した場合、新聞社はその超過部分につき広告料を請求できること
3. 正誤弁駁は原文と同号の活字を用い、同一欄内の首部に掲載することと明記されたことなどである。
- 6) 榛村専一『新聞法制論』(1939年 日本評論社) P 288。
- 7) 長谷川如是閑「新聞」『長谷川如是閑選集』第4巻(1970年 栗田出版会) P 21
- 8) 「東雲新聞」については、後藤孝夫「東雲新聞略史」を参照『復刻東雲新聞別巻』(1977年部落解放研究所)
- 9) 『上野理一伝』年譜 P 18 (1959年 朝日新聞社)
- 10) 後藤前掲論文 P 71
- 11) 『稿本本山彦一伝』(1929年 大阪毎日新聞社) P 116
- 12) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(1971年 東大出版会) P 18
- 13) 三新聞は互の言論報道活動を警戒しあい、紙面を通じての論戦を交わしただけでなく、他新聞に正誤を要求した例もある。明治22年1月13日「東雲」が「大阪朝日」に弁駁要求。

明治22年2月16日「大阪毎日」が「大阪朝日」に正誤要求。

- 14) 長谷川如是閑「新聞とジャーナリズム」『長谷川如是閑選集 第4巻』pp 177-178 (1970年 栗田出版会)
- 15) 「東雲」明治21年10月2日社説「新聞紙の正誤」
- 16) 「大阪毎日」は他紙と比較すれば、改行をおこなうなど読みやすくする配慮をしている。
- 17) 「東雲」明治22年1月15日社説「東雲新聞ノ誕生日」
- 18) 告訴に至る経緯は、「東雲」明治22年6月19日、6月29日参照。
- 19) 判決文は、「東雲」明治22年11月26日記事による。尚、第一審の経過は、「東雲」明治22年7月4日、11月15日、11月21日、11月26日の記事を参照。
- 20) 判決文は、「東雲」明治22年12月29日記事による。

また、掲載拒否ではないが、大阪府警からの正誤要求の掲載が遅延した事例では、「東雲」は有罪になっている。(「東雲」明治22年6月20日)

- 21) 新聞紙条例の法解釈上の問題に深入りするのは本意ではないが、新聞社の判断による掲載拒否権のちには否定されることになる。

織田萬は、新聞の掲載拒否権については明言していないが、「新聞紙ノ記載ニシテ誤解又ハ曲解ナキ以上ハ濫ニ弁駁ヲ行フコトヲ許サス」と、弁駁要求に一定の制限があるとの説を示している(『京都法学会雑誌第4巻第1号[明治42年1月1日]』)。しかし、榛村専一は「正誤の義務は形式上適法なる正誤の請求があるときは之に依て直に発生し、掲載事項が真実になると否とを問はない」との説を掲げ、その根拠に明治43年12月法曹会決議をあげている(榛村専一『新聞法制論』昭和8年 日本評論社 P 296)。伊藤信道「出版法と新聞紙法に就て」(『司法研究』第14輯報告集4 昭和6

年 司法省調査課), 山根真治郎『誤報とその責任』(昭和13年)も同様の法解釈をとっている。

明治20年代初頭には, こうした法解釈は一定せず, 下級審において新聞社の拒否を認める判決がでたのであろう。

- 22) 「大阪朝日」明治21年11月14日。このように大量の正誤要求在り殺倒したのは, 恐らく背後に指導者がおり, その指導のもとに多数の関係者が同趣旨の正誤を要求する戦術であったと推測できる。
- 23) この紛争を同遊会側からみた「問答筆記」は, 「大阪毎日」明治22年1月19日に掲載されている。
- 24) 「大阪朝日」明治22年1月20日
- 25) 「大阪朝日」明治22年1月27日には「同遊会幹事」という署名の取消を掲載している。

また, この点の大審院の判例は「新聞紙条例第13条末項ノ規定ハ其趣旨正誤要求者ノ何人タルヤ明カニセントスルニ在ルモノトス, 従テ縦令氏名ノ明記ナキモ其ノ何人ノ要求ニ係ルコトヲ知ルニ足ルトキハ有効ナル申込アリタルモノトス」(刑事局思想部『新聞紙法並出版法違反事件判例集』(上) P26 思想研究資料第11輯)とあり, 「大阪朝日」の主張は無理があったようだ。

- 26) 「大阪毎日」掲載の「問答筆記」では, 同遊会は「大阪朝日」の特定の記事をあげていないことからこのことが裏付けられる。
- 27) 事実経過は, 明治29年12月8日神戸地方裁判所判決書によった(「大阪朝日」明治29年12月8日)
- 28) 裁判の争点は, 「大阪朝日」明治29年12月6日, 8日に裁判の報道記事として報じられており, 明治30年4月2日記事でも整理されて紹介されている。

言うまでもなく, (2)の主張は(1)において適法の正誤書弁駁書と認められた場合のみ成立する。(1)において正誤書弁駁書と認められない場合は, (2)の争点は解消してしまう。ところが, 裁判ではこのことが明確に区別されず, 裁判が混乱してしまっただけである。

- 29) この事件の裁判は複雑な経過をたどったのだが, 略記しておく。
 - 明治29年4月10日大阪区裁判所判決。被告人「大阪朝日」発行人有罪。新聞紙条例第13条違反, 罰金7円(「大阪朝日」明治29年4月11日)
 - 明治29年5月21日大阪地方裁判所判決。「大阪朝日」発行人無罪。「告訴人が認むる如く墳上に楼閣を営みたるは事実なりとすれば強て之を被告に正誤せしむるを得ざるのみならず自家に關係なき事項も併せて之を正誤せしめんとしたるは不当にして」(「大阪朝日」明治29年5月23日)。
 - 明治29年7月7日大阪控訴院判決。原判決破棄, 神戸地方裁判所に移す。原判決が一方において太田の文書を正誤書と認め, また一方においては正当な正誤書ではないとしたのは不当(「大阪朝日」明治29年7月8日)。
 - 明治29年12月8日神戸地方裁判所判決。被告人無罪。「被告に於ては太田新次郎の申込を全く拒絶したる者とも認め難く又正誤掲載期間を曠過したる者にもあらざるを以て未だ其所為罪とならず」(「大阪朝日」明治29年12月9日)。

- 明治30年2月9日大阪控訴院判決。原判決破棄，京都地方裁判所に移す。「大阪朝日」明治30年2月10日）。
- 明治30年4月1日京都地方裁判所判決。第一審判決取消，被告人無罪。「該文書の表題を見るに新次郎は大阪朝日新聞の記事に対し正誤の申込を為すの意思ありと推測し得れども該文書自体は正誤書又は弁駁書たるの形式実質を具備せざるを以て新聞記者は之が掲載を拒絶するの権利を有するものなり」（「大阪朝日」明治30年4月2日）この判決以降，太田は控訴しなかったと推測される。

言うまでもなく，この判決は，太田の申し込みが適法の正誤書ではないという判断であって，「正誤書弁駁書の体をもつと雖も新聞記載の事項に錯誤なきものは掲載に及ばざるや否や」の判断は示されていない。

尚，山本武利「読者の反論権の形骸化」（『近代日本の新聞読者層』）では，この事件の神戸地裁の判決をひき，「記事が正確である場合には，正誤要求を拒否できる権利が新聞社側にあるとの判断が定着しかけていることがわかる」（P288）と説明しているが，神戸地裁の判決は，この事件の過程での1つの判決にしかすぎず，また神戸地裁判決は「記事が正確である場合には，正誤要求を拒否できる」と認めたわけではない。

30) 「大阪朝日」明治29年1月22日

31) 事件の経過は次の通り。

明治28年11月13日該当記事掲載

同年11月14日正誤申し込み

同年11月17日補足記事掲載

明治29年1月29日大阪区裁判所判決。

新聞紙条例第13条違反により有罪

明治29年2月26日大阪地方裁判所判決。無罪。

同年4月14日大阪控訴院判決。無罪

山本武利前掲論文では，控訴審判決が地裁判決を支持したと述べ，錯誤の点がない場合新聞社が拒絶できると判決が下されかのごとく受けとれるが，判決理由では「上告第一点の論旨如何は毫も本件に影響を及ぼすべきものにらず従て該点に対する説明は不必要に属するを以て之が説明を掲げず」とされ記事に錯誤のない場合の掲載拒絶については判示されていない。（「大阪朝日」明治29年4月15日）

32) 「朝日新聞社通則」第1条（明治19年6月制定）『朝日新聞の90年』（1969年 朝日新聞社）P42。

33) ただし，特殊な事例としては，2名の土佐壮士が記事の正誤を求めて大阪毎日新聞社に押しかけ，主筆の渡辺治に暴行を加えた事例はある（「大阪朝日」明治22年7月9日，18日，25日）。こうしたことは，明治20年代初頭他社でもめづらしくなかったようだ。

34) 朝日新聞社は大正11年10月記事審査部を設け，読者からの誤報の指摘，苦情の申し込みをうけつけることにした（『朝日新聞90年史』年表）。これは，規定によるかぎり，たんなる誤報に対する取消であることが自明の前提にされている。また，この取消要求は，「記事審査月報」として紙面で公表されているが，大正13年の「東京朝日」を見たかぎりでは請求なしとなっている。